

社会福祉法人アリス福祉会 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アリス福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費等を支払うことができる。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務等にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

(外部委員の報酬等)

第5条 外部委員が、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 当法人の役員及び評議員等に対する報酬及び交通費等は、毎年度末に現金にて支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月14日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	交通費等
理事会及び評議員会出席報酬等 (年額)	10,000円	実費

別表 2

名 称	報 酬	交通費等
理事及び評議員業務報酬等 (年額)	10,000円	実費
監事監査指導報酬等 (年額)	10,000円	実費
外部委員 (年額)	10,000円	実費